平成２９年（フ）第２１９号
栃木県宇都宮市平出町4062番地９
債務者　小川　順子
1　決定年月日時　平成29年６月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時40分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２９号
栃木県宇都宮市宮の内１丁目172番地８　プロムナード伍番館102号
債務者　杉山　彰子
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月25日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２２２３号
大阪市東住吉区駒川２丁目２番５―603号
債務者　大城　翔太
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３２３号
大阪府茨木市上野町22番11号　プレスブレイス　101号
債務者　森　　強
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２３４９号
大阪府寝屋川市寿町43番５号、前住所大阪府枚方市枚方上之町11番29―201号
債務者　樫本　智久
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月１日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２２０号
岡山市南区彦崎2966番地４
債務者　佐々木友子（旧姓上牧）
1　決定年月日時　平成29年６月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年９月13日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６号
大分県速見郡日出町大字川崎5215番地１フラン・アンジュ　201
債務者　川野真奈美（旧姓三浦・上田・舟久保）
1　決定年月日時　平成29年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成29年８月16日午前10時
大分地方裁判所杵築支部破産係

財産状況報告集会等の期日

平成２１年（フ）第２０号
高知県高岡郡佐川町平野527番地１
破産者　有限会社黒岩運送
破産管財人　高林　藍子
財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月26日午前10時15分
平成29年６月21日　高知地方裁判所須崎支部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３８４号
埼玉県坂戸市関間４―12―12―810、住民票上の住所埼玉県坂戸市関間４丁目12番12号
破産者　阿部　和治
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３８６号
埼玉県狭山市大字堀兼1715番地の５
破産者　中澤　豊光
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９０１９号
東京都千代田区平河町２丁目12番２号
破産者　株式会社ＳＥＰ（旧商号株式会社シディークエンタープライゼズ）
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第１０９６号
東京都立川市上砂町５丁目36番地の１
破産者　有限会社夢一膳
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第５０５号
川崎市麻生区百合丘３丁目22番地５―101
破産者　株式会社Ｗｈｉｔｅｃｈ
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２７年（フ）第４３７号
相模原市緑区鳥屋1738番地23
破産者　株式会社テクノファースト
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第４０９号
神奈川県座間市座間１丁目3217番地の６
破産者　有限会社ＭＣライン
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２９年（フ）第９８号
静岡市駿河区中原812番地の１
破産者　有限会社オーケープレート
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８９６号
愛知県半田市有楽町６丁目217番地
破産者　大八商事有限会社
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２１１号
名古屋市中区丸の内２丁目３番31号　新村上ビル４階、商業登記簿上の本店所在地愛知県知立市谷田町西１丁目13番地３　ファインＡ101号
破産者　エフケイソリューションズ株式会社
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部